○亀岡市福祉有償運送運営協議会設置要綱

平成17年12月1日 告示第159号

改正 平成20年3月24日告示第24号 平成25年3月29日告示第35号

(設置)

(所掌事務)

- 第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 福祉有償運送の実施に必要な道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第79条の登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)に関すること。
 - (2) 福祉有償運送の安全の確保及び旅客の利便の確保に関すること。
 - (3) その他福祉有償運送に関すること。

(平20告示24·一部改正)

(組織)

- 第3条 運営協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 公共交通に関する学識経験者
 - (2) 福祉有償運送の利用者の代表
 - (3) 福祉関係団体
 - (4) 公共交通機関の代表
 - (5) 市民の代表
 - (6) 近畿運輸局京都運輸支局長又はその指名する職員
 - (7) 市長が指名する職員
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残 任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 運営協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、運営協議会を総理し、運営協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 運営協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 運営協議会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において行う。

(平25告示35・一部改正)

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則 (平成20年告示第24号)

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則(平成25年告示第35号)

この告示は、平成25年4月1日から実施する。